解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

熊本県天草市本渡町広瀬五番地四七　木原アパート一Ｆ

特定非営利活動法人ＤｏＩＴあまくさ

清算人　大曲　昭仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

山形県東置賜郡高畠町大字高畠八二七番地

社団法人南陽市・東置賜郡歯科医師会

清算人　八木　孝

解散公告（第二回）

当社は、平成八年六月一日平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

東京都新宿区市谷本村町一三番地

香港寶源光學株式会社

代表清算人　足立　正

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十四条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

富山県高岡市京田一八八番地

財団法人高岡市水道サービス公社

清算人　嶋　耐司

解散公告（第三回）

当社は、平成二十三年十二月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

千葉県匝瑳市八日市場ハ七九三番地二

匝瑳市土地開発公社

清算人　鈴木　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

東京都文京区大塚三丁目四番七号

特定非営利活動法人図書館の学校

清算人　松田　伊織

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

神奈川県秦野市三廻部一三八番地

特定非営利活動法人あいあい会

清算人　櫻井　けい

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十二月二十日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

広島市西区新庄町一七番一号

広島市新庄土地区画整理組合

代表清算人　古屋　正記

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十八日開催の社員総会の決議により平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

高知県土佐清水市寿町一一番一号

特定非営利活動法人ＮＰＯとさしみず

清算人　中嶋　準

配当公告

大分市青葉台二丁目四番地の六

破産者　林　新太郎

右の者に対する大分地方裁判所平成二十年（フ）第七一九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四、〇九一、五六三、六四五円

一、配当することのできる金額

金一〇〇、四二八、五六四円

平成二十四年一月二十三日

大分市中島西一丁目四番一八号

破産管財人　岡村　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市深堀町三五番、最後の住所北海道函館市東山町一八二番地三〇三

被相続人　亡　戸田　渉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

北海道函館市新川町二三番一号　函新ビル

相続財産管理人　弁護士　堀田　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市河辺三内字飛沢上段二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

秋田県秋田市山王二丁目一番五四号三交ビル三階

相続財産管理人　弁護士　阿部　譲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市宇治会三七四番地四、最後の住所千葉県船橋市高野台三丁目五番一一号

被相続人　亡　稲見　眞成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

茨城県龍ケ崎市佐貫町四九三―八セイビⅡビル三階眞鍋・大関法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋一丁目四八番、最後の住所埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野五番三号

被相続人　亡　長嶋喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階

相続財産管理人　弁護士　平岡　直也

第97期決算公告

平成24年1月23日　東京都港区南青山２丁目11番17号

第一法規株式会社

代表取締役社長　田中　英弥

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,982	流動負債	1,700
固定資産	25,667	固定負債	2,881
有形固定資産	11,381	負債合計	4,582
無形固定資産	887	株主資本	48,068
投資その他の資産	13,398	資本金	480
		資本剰余金	5
		利益剰余金	47,582
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	47,462
		（うち当期純損失）	(586)
		純資産合計	48,068
資産合計	52,650	負債・純資産合計	52,650